

議案第 52 号

橋本市 IT 地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市 IT 地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市 IT 地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市 IT 地域交流センター設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 187 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部
分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市<u>地場産業振興</u>センター設置及び管理条例</p> <p>(設置) 第1条 本市は、市街地の活性化を図ることを目的とし、本市の地場産業の活性化のための<u>体験学習やIT研修、地域の交流を行う施設</u>として橋本市<u>地場産業振興センター</u>(以下「<u>地場産業振興センター</u>」)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 <u>地場産業振興センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 <u>橋本市地場産業振興センター</u> (2) 略 (業務) 第3条 <u>地場産業振興センター</u>は、設置目的の達成に必要なと認める業務を行う。 (休館日) 第4条 <u>地場産業振興センター</u>の休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 2 略 (開館時間) 第5条 <u>地場産業振興センター</u>の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 略 (事業) 第6条 <u>地場産業振興センター</u>は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 略</p>	<p>橋本市IT地域交流センター設置及び管理条例</p> <p>(設置) 第1条 本市は、市街地の活性化を図ることを目的とし、本市の地場産業等の活性化のためのITを活用した<u>研修、交流ができる体験型施設</u>として橋本市IT地域交流センター(以下「IT地域交流センター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 IT地域交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 <u>橋本市高野口IT地域交流センター</u> (2) 略 (業務) 第3条 IT地域交流センターは、設置目的の達成に必要なと認める業務を行う。 (休館日) 第4条 IT地域交流センターの休館日は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 2 略 (開館時間) 第5条 IT地域交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 略 (事業) 第6条 IT地域交流センターは、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 略</p>

<p>(2) <u>地場産業体験及び研修</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略 (利用の許可)</p> <p>第7条 <u>地場産業振興センター</u>を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略 (利用の許可の制限)</p> <p>第8条 市長は、<u>地場産業振興センター</u>の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地場産業振興センター</u>の施設又は設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>地場産業振興センター</u>の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、<u>地場産業振興センター</u>の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、<u>地場産業振興センター</u>の管理上特に必要があると認められるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>地場産業振興センター</u>の使用料は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第13条 <u>地場産業振興センター</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>福祉と健康</u></p> <p>(5) 略 (利用の許可)</p> <p>第7条 <u>IT地域交流センター</u>を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略 (利用の許可の制限)</p> <p>第8条 市長は、<u>IT地域交流センター</u>の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>IT地域交流センター</u>の施設又は設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>IT地域交流センター</u>の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、<u>IT地域交流センター</u>の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、<u>IT地域交流センター</u>の管理上特に必要があると認められるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>IT地域交流センター</u>の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第13条 <u>IT地域交流センター</u>の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67</p>
---	--

<p>号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>地場産業振興センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、<u>地場産業振興センター</u>の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により<u>地場産業振興センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項の規定により<u>地場産業振興センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が<u>地場産業振興センター</u>の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。</p> <p>5 第1項の規定により<u>地場産業振興センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が<u>地場産業振興センター</u>の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地場産業振興センター</u>の利用の許可に関する業務</p> <p>(3) <u>地場産業振興センター</u>の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務</p> <p>(4) <u>地場産業振興センター</u>の施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 略</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第15条 第10条の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により、<u>地場産業振興センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、<u>利用料金</u>を納めなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>IT地域交流センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、<u>IT地域交流センター</u>の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により<u>IT地域交流センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項の規定により<u>IT地域交流センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が<u>IT地域交流センター</u>の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。</p> <p>5 第1項の規定により<u>IT地域交流センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が<u>IT地域交流センター</u>の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>IT地域交流センター</u>の利用の許可に関する業務</p> <p>(3) <u>IT地域交流センター</u>の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務</p> <p>(4) <u>IT地域交流センター</u>の施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 略</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第15条 第10条の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により、<u>IT地域交流センター</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、<u>利用料金</u>を納めなければならない。</p> <p>2～3 略</p>
--	--

<p>4 利用料金の額は、第10条第1項に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</p> <p>5 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、直ちに公表するとともに、<u>地場産業振興センター</u>において利用者の見やすい場所に掲示しなければならぬ。</p> <p>6 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第17条 故意又は過失により<u>地場産業振興センター</u>の施設等をき損し、又は滅失した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>4 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</p> <p>5 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、直ちに公表するとともに、<u>IT地域交流センター</u>において利用者の見やすい場所に掲示しなければならぬ。</p> <p>6 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第17条 故意又は過失により<u>IT地域交流センター</u>の施設等をき損し、又は滅失した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</p>												
<p>別表(第10条、第15条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1階展示室</td> <td>2階大会議室</td> <td>2階小会議室</td> </tr> <tr> <td>7,620円</td> <td>1時間当たり 477円</td> <td>1時間当たり 381円</td> </tr> </table> <p>※ 略</p>	1階展示室	2階大会議室	2階小会議室	7,620円	1時間当たり 477円	1時間当たり 381円	<p>別表(第10条、第15条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1階展示室</td> <td>2階大会議室</td> <td>2階小会議室</td> </tr> <tr> <td>8,000円</td> <td>1時間当たり 500円</td> <td>1時間当たり 400円</td> </tr> </table> <p>※ 略</p>	1階展示室	2階大会議室	2階小会議室	8,000円	1時間当たり 500円	1時間当たり 400円
1階展示室	2階大会議室	2階小会議室											
7,620円	1時間当たり 477円	1時間当たり 381円											
1階展示室	2階大会議室	2階小会議室											
8,000円	1時間当たり 500円	1時間当たり 400円											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。